本稿は、 地方議会の議員報酬の規定要因を、 市区町村議会の議員報酬データから明らかにすることを目的とし

地方議会の議員報酬の規定要因

市区町村議会データに基づく実証的検討

築

Щ

宏

樹

(二) 分析手法 (一) データ 三 データと方法

仮説はじめに

(一) 首長給与連動・類似団体方式の全体像

(二) 議員報酬の水準の規定要因

(三) 議員報酬の変化の規定要因

はじめに

のに十分な報酬が必要になるだろう (Squire 1992)。また、その場合も、 (professionalization) を進めて、 たものである。 すなわち政治家の報酬をいかに設計するのかが重要な問題となる。 一般に、 有権者によって選出された代表者が政策決定を行う代議制民主主義の枠組みでは、 議員に大きな役割を担わせようとするならば、 単に彼らの生活保障の面だけでなく、 職業として議員活動に専従する そもそも、 議員の専 門職 代

政治家に支払う報酬水準の如何が、民主主義の機能を左右する可能性についても考慮されなければならない。

会費用が低下するので、 まる可能性がある。また、 候補しやすくなると考えられる(Osborne and Slivinski 1996)。 なることの金銭的・非金銭的便益 政治家という職業に有為な人材が惹きつけられることで、能力の高い政治家が増えるという構成 第一に、 市民の立候補行動をモデル化する市民・候補者モデルによれば、 高学歴であるなど、能力のある候補者の選挙への参入を促しやすくなる(Atkinson 同様に、政治家になることの便益が高まると、 (B) が大きいほど、選挙に出馬することの期待効用が高まるので、 相応の議員報酬が用意される必要がある。 つまり、 議員報酬が高 職業選択として政治家を選ぶことの いほど、選挙の競争性が 議員報酬を含む政治家に 市民が・

(composition effect) を機能させるには、

and Nannicini リアの市長デー る誘因効果(incentive effect) 大きくなるために、 第二に、現職議員の再選の観点では、議員報酬の水準を高めると、次回選挙で再選されることの金銭的 効率 $2013)^{\circ}$ 性 両効果の分離を図った上で、 タを用いた研究では、 (D) 任期中によりよい業績を残して再選を目指す誘因が生じる。すなわち、 高 その 14 行政運営が行われやすくなる、 因果経路や影響の良し悪しは様々であるが、 が強まる。 自治体規模の閾値における報酬額 実証上、 市長の報酬額の非連続な上昇によって、 構成比効果と誘因効果を分離することは容易でない という構成比効果の存在を見出して 政治家に対する報酬設計は、 の非連続な変化と、 教育年数の長 市長 政治家の W る の任期 (Gagliarducci 市長 民主主義 再選に対 制 が、 が増 限 イ を利 夕

そこで、本稿では、二〇一一年から二〇一六年までの全国市区町村議会の議

員報

一子

タを用い

地

心が持たれるところである。 特に町村 議員提案条例 会の立法パフォ が低下するほど、 たとえば、長野 市町村議会議員選挙データに基づく分析から、 直近の一 議会の 日 ?の成立数が増加するという分析結果が示されている。 (4) 本の地方議会の事例でも、 般選挙が無投票当選になりやすい傾向があることを明らかにしている。 議員報酬の低さが問題化していることもあり 1 (二〇一九) は、 無投票当選の発生確率が上昇しやすいとする。また、 マンスの 関連を検証した Suzuki and Ha(2018) 全国の町村議会に対するアンケート調査の結果から、 議員報酬の選挙上・立法上の影響に関する実証研究が進みはじめてい 社会経済変数の影響を考慮しても、 (全国町村議会議長会二〇一九)、 では、 日本の地方議会の議員報酬の影響については、 市議会データを用いて、 議員報酬が高い市議会では、 議員報酬 町村議会では、 築山 今後も研究上 (三〇一九) 市町村合併と議 が低 町 政策的 も同 員報 0)

機能に少なからぬ影響を与えるものである。

定要因の実態を理解することは、 町村議会レベルでの実証的検討は少ない。今後、 でどれほど異なるのか、また、その水準差はいかなる要因によって決まるのかといった問題につい た整理があるが 方で、このような議員報酬がいかなるメカニズムによって決まってい (堀内二〇一六)、実証上、 制度提言上、意義深いものである。 明らかでない部分も多い。 地方議会の議員報 酬の設計を再考するにあたり、 たとえば、 るのかは、 地方議会の議員報酬は自治体 歴史的 な経緯に関 議員報 て、 特 する優 E 酬 市 0

相 |互参照に基づく類似団体との横並び調整などの行政的要因に着目し、 議 続く第二節では、 一酬の規定要因を分析することを試みていく。特に、 既存研究の知見に依拠しながら、 地方議会の議員報酬の規定要因に関する仮説を提示する。 各議長会が提示した首長給与に連動する報 これらの影響力の強さを明らかに 標準

て議論していく。 第三節では、 それらの仮説を検証するためのデータと方法を提示した上で、 第五節では、 本稿で明らかになった知見に基づいて、 地方議会改革に対する含意を探っていき 第四節では、 実際の分析結 果に

一仮説

会が自ら議員報酬を決定できる制度環境においては、 分析から、 報酬も高まりやすいという単純な相関を確認している。また、Mause(2014)は、EU二七カ国 議 員 報酬の影響に関する研究の厚みに比して、 (2008) は、 議員報酬の決定が独立機関によって行われる場合、 三五カ国の国会データと、 四カ国の州議会データを用いて、 議員報酬 議員報酬が増加しやすいことを明らかにしている。 の規定要因に対する研究関心は必ずしも強くな 議員報酬が抑制されやすいこと、 経済規模の大きい地域では議 裏を返せば、 の国会デー タ

また、 の分析では、 を検証した上で、 よる自治体規模の増大に伴い、 都道府県議会の (三)(三)(六) 同様に、 議員報酬手当等と議員平均年齢が相関することを確認している。 は、 が、 日 市町村議会のデータに基づき、議会改革の進展に応じて、議員定数・議員報酬が引き下げられるか 市町村合併や議会改革などの要因の影響に着目するものが多く、 一本の地方議会の議員報酬についても、 平成の大合併前後での議員定数・報酬の変化について検討しており、 議員報酬手当等を取り上げて、財政力指数や一般職・一般行政職平均給与との相関が強いこと、 議員報酬に対してはそのような関係が見られないとしている。 平均報酬月額が上昇する傾向にあることを確認している。 いくつかの実証研究の例がある。まず、 一方、 議員報酬の水準そのものを説明 市区町村議会の 上記 0 合併自治体では、 通 また、 ŋ 伊藤 基礎自治 事 木下・加藤 (三)九) 例では 体 伊藤

ある

このような行政的な議員報

ろうか。この点を厳密に確認するためには、全国の議員報酬額の平均を見るだけでなく、

酬の調整メカニズムは、

どの程度、

個別

の自治体の議員報酬

額を規定して

る

Ō

めに、 期、 酬 の歴史的 この点、 全国 自治省がその抑制策を講じるという応酬が続き、 の地方議会で任意による 日 展開を整理した堀内 本の地方議会の議員報酬の実態について極めて示唆的な研究を行っているのが、 (二〇一六)である。 (いわゆる「お手盛り」による) 堀内 その過程において、 (二〇一六) によると、 議員報酬引き上げの動きが問題化しはじめ 今日に至る地方議会の 一九六〇年代の 地方議会の議 高度経 議員 報 酬 済

たたた

水準

員

成 報

枠組みが形成されるようになったという。

ることに主立った関心が向けられている訳では

ない。

全国 を最低基準とする方針を、 実働日数と比較して求めることとしつつ、長の給与の三〇~三一%相当をモデルとする全国標準を示した結果(8) 調整の方式が、 指導が行わ 自治体 特に重要な経緯としては、まず、 (町村については任意)、一九六八年一○月一七日の自治省行政局長通知で、 [平均の経年変化では、 (堀内二〇一六、 特別職の報酬額の決定にあたり、 :の報 一九六九年二月五日に、 れた点があげられる。この「(6) 酬 その後の地方議会の議員報酬の水準を大きく規定することになったという。また、 額や、 図表二・三)。 当該自治体の一般職の給与改定状況に関する資料を提出して答申を行うよう、 概ねこの基準に基づく首長給与と議員報酬の連動関係が、 遅れて、 全国市議会議長会が、 議員報酬の引き上げ 一九七八年には、 都道府県及び市区に対して特別職報酬等審議会の設置が義務化され 類団比較・一般職給与連動 全国町村議会議長会が、 抑制を企図 議員報酬は長の給与の二分の一に当たる課長級 Ĺ の原則適用」(堀内二〇一六、七四頁) 九六四年五月二八日 人口 議員報酬は長の給与を基に議員の • 今日まで続いているようで 財政規模などの の自治事 その際 運用 類似 とい の給与 した他 次官 0) 面 た上 基 で

個別の自治体の議員報

酬データについて、 観点では、 議員報酬の改定状況にも着目する必要があるだろう。もし、首長給与や類似団体との比較で機械的 首長給与や類似 団体の状況との連動関係を確認する必要がある。 加えて、 調整メカニズ 4 0)

議員報酬が調整されるのであれば、当該自治体の議員報酬が、

首長給与に対して比率が高く(低く)、

類似

団

体

られるはずである。 0) 報 酬 額の平均より多い (少ない)場合には、 引き下げ(引き上げ)方向に報酬額が調整されるという過程 が 見

3·4は、 ことを試みたい。具体的には、以下のような仮説を検証する。それぞれ仮説1・2は、 そこで、本稿では、上記のような議員報酬 議員報酬の変化を説明するものである。 の調整メカニズムを、 市区町村議会の議員報酬 議員報酬の水準を、 デー タから実証する 仮説

仮説1 変化率は、 首長給与が 町村議会では小さい。 高 い自治体の議会ほど、 議員報酬も高くなる。 ただし、 首長給与の変化に伴う議 員報 齭 0

仮説2 類 似 団体の議員報 酬平均が高 い自治体の議会ほど、 議員報酬 は高くなる。

仮説3 引き上げられやす 首長給与と比較して議員報酬が高い自治体の議会ほど、 議員報酬が引き下げられやすく、 低いほど、

4 類似 団体の議員報酬平均と比較して議員報酬が高 い自治体の議会ほど、 議員報酬が引き下げられやす

仮説

く

低

1

ほど、

引き上げられやすい。

288

三 データと方法

一) デーク

に用いるデータは、最終的に一七四○市区町村議会×五カ年分を含んだものとなる。 全期間で除外し、二〇一一年のデータについては二〇一二年の前年度の変数情報としてのみ利用するため、 県矢祭町を除く、一七四○市区町村議会である。二○一四年に栃木市に編入合併された栃木県岩舟町のデー タを構築した。分析対象は、二○一六年時点に存在する市区町村のうち、 本稿では、上記の仮説を検証するために、二〇一一年から二〇一六年までの市区町村議会に関するパネル 議員報酬の日当制を採用

度からの変化率を用いる。(10) タを収集した。仮説1・2の検証では、 まず、従属変数として、『地方公務員給与実態調査』に基づき、各年度の市区町村議会の 議員報酬月額の元の値を、 仮説3・4の検証では、 議 議員報 員 報 酬 酬 月 月 額 0) 0 前

次に、理論的に関心のある独立変数として、『地方公務員給与実態調査』に基づき、

第一に、

市区町村長

0

ては平均ゼロに中心化した変数も用意した。 均給与月額を収集した。市区町村長給与が議員報酬に与える影響は、 ミーとの交互作用項を用意した。この際、交互作用項の多重共線性を回避する目的から、 標準の相違から異なるものになるだろう。そこで、この条件付き効果を確認するために、 市議会と町村議会では、各議長会が示した 町村ダミー及び町村ダ 市区町村長給与につい

影響は必ずしも大きくないために、当該自治体の議員報酬月額を含む形で、全国平均値を求めた。 均値を計算した。 また、第二に、 各市区町村について、該当する類似団体区分別の議員報酬月額の全国平均値と、 前者の計算では、 同一区分の類似団体は全国で見ると一定数あり、 自身の値が平均値に与える 都道 しかし、後者 県内平

記述統計 表 1

変数名 N 議員報酬月額 870 議員報酬月額(前年度) 870		標準偏差 1335.700	最小値 1000	最大値
		1335.700	1000	0500
議員報酬月額(前年度) 870	0 3073.748		1000	9530
		1338.049	848	9530
議員報酬変化率 870	0.280	2.989	-36.709	99.912
市区町村長給与月額 870	0 7678.824	1459.438	2151	15990
市区町村長給与月額(中心化) 870	0.000	1455.410	-5420.974	8146.728
市区町村長給与変化率 870	0 1.185	10.941	-70	400
類似団体区分別・議員報酬平均 870	0 3079.213	1267.143	1683.316	7923.250
県内・類似団体区分別・議員報酬平均 870	0 3073.025	1308.020	1150	8915
議員報酬・市区町村長給与倍率(前年度) 870	0 39.638	13.578	16.667	410.691
議員報酬·類似団体倍率(前年度) 870	0 100.000	13.514	49.232	168.935
議員報酬・県内・類似団体倍率(前年度) 870	0 100.535	11.750	49.780	200
人口総数(自然対数化) 870	0 10.104	1.477	5.088	15.110
人口密度 870	0 13.710	24.314	0.112	197.474
65 歳以上人口比率 870	0 29.807	6.868	11.696	60.133
第1次産業就業者比率 870	0 11.228	10.469	0	77.022
第 3 次産業就業者比率 870	0 60.647	9.321	0	93.447
一人当たり課税対象所得 870	0 2782.779	516.045	1914.445	12667.020
経常収支比率 870	0 87.294	7.013	39.200	128.400
実質公債費比率 870	0 8.955	4.395	0	76.800
市町村合併ダミー 870	0.331	0.471	0	1
町村ダミー 870	0.533	0.499	0	1

給与月額に対する比率と、類似団体区分別の議町村の議員報酬月額について、市区町村長の平 化率も用意した。 報酬月額の全国・都道府県平均値に対する比率を(ユロ) 国平均値を代入することとした。(4) 少ない、または、 の計算では、 確かめるために、 いる。また、議員報酬と首長給与との に行われるだろうから、それぞれ前年度の値を用 計算した。 類似団体を参照するものと考えて、(上記の) 府県内に類似団体が一つもない場合には、全国 自身の値を除いて平均値を計算した。なお、都道 る。そこで都道府県内平均値を計算する際には 報酬月額との相関が強くなってしまう問題が生じ を含んで平均値を計算すると、当該自治体の議 その上で、仮説3・4の検証のために、 議員報酬の改定は、 同 区 市区町村長給与の前年からの ない場合も多数あり、 |分の類似団体が都道府| 前年度の水準を基 連 動関係 自身の 各市 県内 全 員 X

の他 の統制変数としては、 統計 局 0 ホ 1 A

用

V

. る 率を財政変数として投入する。 数を用意した。 ージか 次産業就業者比率、 5 人口 加えて、 [総数 (自然対数化)、 特別職報酬の決定には財政状況が鑑みられるだろうから、 第三次産業就業者比率、(18) 最後に、 九九九年四月以降に市町村合併を経験したか否かのダミー変数を用 (可住地面積一キロ平方メートル当たり人口)、 納税者 (所得割)一人当たりの課税対象所得などの社会経 経常収支比率、 六五歳以 実質公債費比 上人口 済 比

1) 分析手法

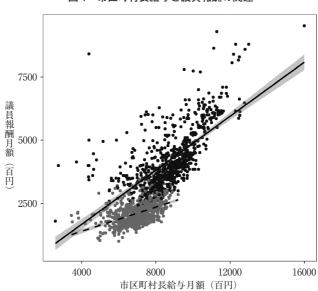
分析に用いる変数の記述統計は、

表 1

の通りである

ラスター化したロバスト標準誤差を用いる。 政的・社会経済的要因によって概ね規定されているのかについても確認する。 を行うとともに、 分析によって推定を行う。ここでは、どの独立変数の影響が強い 議員報酬月額の水準の規定要因を探る仮説1・2の検証では、二〇一六年のデータのみを用 推定された回帰式の説明力を表す自由度調整済み決定係数にも注意を払い、 のかを確認するために、 なお、 標準誤差は、 標準化] 議員報 いて通 回 都道 帰 酬 係 常 の重 府 月 数 額が 0 比 回 較

投入することで対処できるものと考える。なお、 度のラグ項を投入する。 述のように、 を用いて、 議 報酬月 固定効果モデルに基づく推定を行うことで、 額 理論的に関心のある首長給与に対する議員報酬比率と類似団体平均に対する議員報 の変化の 人事院勧告による地方公務員給与改定の影響などの全国的変動は、 規定要因を探る仮説3・ 標準誤差は、市区町村でクラスター化したロバスト標準誤差を 4 の検証では、二〇一二年から二〇一六年までのパネル 市区町村ごとの切片の異質性を考慮した分析を行う。 年 - 度の 酬 比率は、 ダミー -変数 デー 前 夕



点で町村を表した。また、

口 ツ 市

濃色の点で市区を、

薄色の

縦軸に議員報酬

月額をプ は、

図内の実線は市区ごとの、

破線は町村ごとの部分標本による回帰直線である。

市区町村長給与と議員報酬の関連 図 1

几 分析結果

それでは、実際に分析結果を検討していこう。まず、 (20) 首長給与連動 類似団体方式の全体像

平均と、 デー

各議会の議員報酬の関連を、

二〇一六年

タを用いた散布図から確認したい。

図1

横

軸

区町村長給与月額を、 した散布図である。

理論的に関心のある首長給与及び類似団体別議員報酬

与の三○%程度という各議長会が示した全国標準の相 率は、各グル 議会では市長給与の二分の ただし、 員報酬も高い傾向にあり、 お、 図1を見ると、 市区議会に比べて町村議会では低い。 図2・3も同様の形式で作成している。 市区町村長給与の上昇に伴う議員報酬 1 プの 市区町村長給与が高い議会では、 回帰直線の傾きに表されている通 両変数には正 町 村議会では町 0) これは、 相関がある。 村長給 0) Ĺ 市 昇

酬平均の高い

類

似

団

体区分に該当する自治体では、

議員報

酬が

高

Và

傾向

ĸ

ある。

る形で推定され

てい

る。

各区分内でも一定のばらつきがあるが極端な逸脱が存在する訳ではなく、

月

分

0

を

通

概

ね

議員

増加に伴う議員報酬 違を反映 類似した位置にあっても、 係数は、 したものだろうか。 それぞれ○・五三五一、 の増加率は市区では 実際、 縦軸では市区議会の方が町村議会よりも議員報酬が高い位置にある。 〇・二三九六であった。 市区と町 五四%、 村の部分標本ごとに単 町村では二四%となっている。 つまり、 二変数間での関連では、 回帰分析を推定すると、 結果として、 市 首長給与の 横軸 X 町 村長給 では首 長給 単 写月 位 0)

である。 任期中の給与を減額する事 が多くあるの 次に、 図2は、 市区町村長給与と議員報酬との連動関係は完全なものではな 0) 類似 独任制の首長ポストでは、 横軸に議員報酬月額の類似団体区分別・全国平均、 団 |体区分ごとに議員報酬 例が起こりやすいことによるのだろう。 給与引き下げを公約として当選した市区町村長が、 額の平均 値を計算してい 縦軸に議員報 61 るので、 特に散 口 酬 帰 布 直 月額をプロ 図 一線は各区 0 左方向 に逸脱 条例改正を行 ッ ١ 平 た散 均 L た標 値 布 図

間に だけを用 照されることで、 した散布図である。 く見られ 他方で、 は 強 る。 13 てい 特 正 0 図 莂 相関 3は、 る。 報酬等審議会の答申では、 横並び圧力が生じていることが示唆されるところである。 図 3 の なお、 が見られる。 横軸に ここでは、 通 議員報 り 議 都道府県内の 員報 酬月 都道府県内に一つ以上、 酬 額 都道府県内 0 0) 類似団 水準の決定に際しては、 他の 類似 体区分別・ 0 類似 団 体 0 団 類似 都道 議員報酬平均と、 体の平均 团 府県内平均、 |体が存在する一三六五 都道府県内の 値が参考資料として利用される場 当該自治 縦 類似 軸に議員報 団 体区 体 0 0) 議員 分 市 酬 Ó 月 X 水準 額を 報 町 酬 村 ブ が 月 0) 相 額と デ 口 ĺ ツ 互. 0) 夕



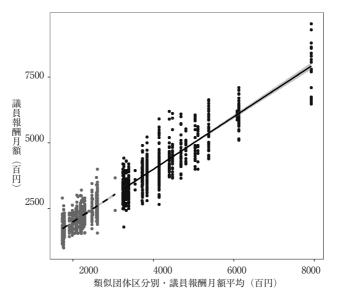
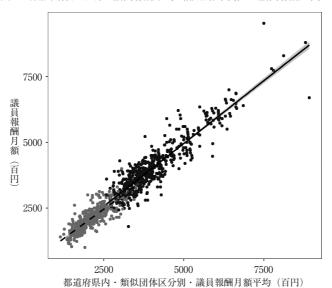


図3 類似団体区分別・議員報酬平均(都道府県内)と議員報酬の関連



あることから、

市区町村長給与と議員報酬の連動は、

あ

る

モ

デル

2

一では、

町村ダミー

と市区町村長給与との交互作用項の係数は負で、

町村では弱まっている。

なお、

調整済み決定係数は○・九

二)議員報酬の水準の規定要因

ただし、 与や首長給与の算定にも影響するものだろうから、 上記のように、 議員報 |酬は自治体の人口規模・産業構造などに影響されるものであり、 布図上でも、 議員報酬 [の水準決定に対する首長給与連動・ 種々の社会経済変数の統制の下でも、 類似団体方式の影響が見られた。 また、 これらの条件は公務員給 首長給与や類似団

情報が議員報

酬

の水準を規定するのかを確認する必要がある。

ある。 釈を行いたい。 ある変数のみ投入したモデル1・3と、 表2は、二〇一六年のデータを用いて、 なお、 モデル 両変数は、 1 2 は、 人口総数と強い相関があり、 類似 団体区分別議員報酬の全国平均を、 種々の統制変数を投入したモデル2・4の結果を比較しつつ、 各議会の議員報酬の水準を説明した重回帰分析の結果を示したもの 多重共線性の懸念は拭い去れない。そこで、(22) モデル3 4 は、 都道府県内平均を投入して 理論的に関心 結果の

いる。 だけを投入したモデルだが、 有意である。また、 投入したモデル2でも、 である。特に、 他方で、 類似団 モデル1では、 体別・議員報酬平均の標準化回帰係数は高く、 町村ダミーと市区町村長給与との交互作用項の係数は負だが、 標準化回帰係数を見ると、 両変数ともに係数がモデル1と大きく異なる訳ではない。 同様に市区町村長給与と類似団体別・ 市区町村長給与と類似団体別・ 調整済み決定係数は○・九一二と、 類似団体別・ 議員報酬平均の影響が大きい。 議員報酬平均の各係数は正で、 類似団体方式の影響の大きさが示唆されるところで 議員報酬平均の係数は正で、五%水準で統計的 議 員報酬の水準の変動の多くの部分を説明して 特に、 統計的に有意でない。 人口総数を投入した場合も、 理論的に関心のある変数 五%水準 一で統計 統制変数 的 に有

○%水準で統計的に有意で

表 2 議員報酬の水準の規定要因 (重回帰分析)

	Model 1			Model 2		
	Std. Coef.	Coef.	Std. Err.	Std. Coef.	Coef.	Std. Err.
(定数)		330.232	134.717*		-1435.990	491.396**
町村ダミー	-0.012	-33.170	50.627	-0.051	-136.876	44.781**
市区町村長給与(中心化)	0.119	0.112	0.031***	0.135	0.127	0.029***
類似団体区分別·議員報酬平均	0.855	0.898	0.047***	0.678	0.713	0.039***
町村ダミー×市区町村長給与(中心化)	-0.006	-0.010	0.033	-0.029	-0.054	0.031 †
人口総数 (自然対数化)				0.133	119.598	23.978***
人口密度				0.060	3.279	2.071
65 歳以上人口比率				0.041	8.069	2.538**
第1次産業就業者比率				-0.012	-1.628	1.934
第3次産業就業者比率				-0.023	-3.179	1.942
一人当たり課税対象所得				0.012	0.030	0.036
経常収支比率				0.064	12.412	3.606**
実質公債費比率				-0.012	-3.736	5.803
市町村合併ダミー				-0.078	-220.794	46.265***
調整済み決定係数		0.912			0.925	
N		1740			1740	

	Model 3			Model 4		
	Std. Coef.	Coef.	Std. Err.	Std. Coef.	Coef.	Std. Err.
(定数)		451.165	91.152***		-1237.086	322.406***
町村ダミー	-0.040	-108.208	32.318**	-0.056	-151.535	28.126***
市区町村長給与(中心化)	0.122	0.114	0.021***	0.121	0.113	0.021***
県内·類似団体区分別·議員報酬平均	0.853	0.870	0.027***	0.709	0.724	0.036***
町村ダミー×市区町村長給与 (中心化)	-0.017	-0.031	0.021	-0.036	-0.065	0.023**
人口総数 (自然対数化)				0.167	150.252	23.985***
人口密度				0.015	0.835	1.042
65 歳以上人口比率				0.040	7.802	1.950***
第1次産業就業者比率				-0.001	-0.115	1.086
第3次產業就業者比率				-0.004	-0.578	0.926
一人当たり課税対象所得				0.017	0.043	0.026
経常収支比率				0.022	4.355	1.840*
実質公債費比率				-0.012	-3.715	3.434
市町村合併ダミー				-0.069	- 197.620	29.651***
調整済み決定係数		0.940			0.947	
N		1740			1740	

^{***:} p<0.001 **: p<0.01 *: p<0.05 †: p<0.1

Std. Err. は、都道府県でクラスター化したロバスト標準誤差

Std. Coef. は、標準化回帰係数

人口 町村合併を経験した自治体では、 二五で、 比率や経常収支比率が高い議会では、 統制変数の投入によって、 他の条件を一定とすると、 やや説明力が上がった。 議員報酬が高くなりやすい。 議員報酬の水準は低く抑えられがちである。 統制変数の影響では、 また、既存研究の知見とは異なるが、 人口総数が多く、 六五 一歳以

市上

の横並びを通じて、そのような水準差が経路依存的に存続している部分が大きいのかもしれない(33) 給与に対する全国標準に自縄自縛されているというより、 の前半と整合的である。ただ、特にモデル1では、市区と町村で連動関係が大きく異なるとまでは言えず、 く支持する結果である。 である。 の後半については一貫した結果ではない。 モデル1・2の結果によると、 すなわち、 類似団体の相互参照が、 確かに、そのような効果を一定としても、 議員報酬の水準に最も大きな影響を与えているのは、 市区町村議会は、 各議会の議員報酬の水準差を強く規定している。 議員報酬 各議長会が一九六〇年代・七〇年代に示した首長 首長給与と議員報酬は連動しており、 の大幅な引き上 げが難しい現況、 類似団 これは仮説 体の議員報 類似 仮説 团 仮説 平 均

めた。 近そうである。 かった。都道府県内の類似団体が参照先になりやすいということが、 モデル3・4では、このような分析結果を、 モデル3・4でも、 基本的な含意は異ならないが、 類似団体区分別議員報酬の都道府県内平均を用いた場合でも確 調整済み決定係数の値はモデル1・2のそれより高 議員報酬水準の決定の実態としては現実に

(三) 議員報酬の変化の規定要因

二〇一二年から二〇一六年のデータを用いて、 議員報 酬 の調整メカニズムという観点では、 各議会の 議員報酬の変化の規定要因を確認することも必要である。 議員報酬の変化を説明したパネルデータ分析の結果を示 表3は、

固定効果モデルを用いている。モデル1では、各議会の議員報酬について、

したものである。

推定方法は、

類似

表3 議員報酬の変化の規定要因(固定効果モデル)

	Model 1		Model 2		
	Coef.	Std. Err.	Coef.	Std. Err.	
議員報酬月額(前年度)	-0.018	0.002***	-0.020	0.002***	
市区町村長給与変化率	0.031	0.007***	0.031	0.007***	
議員報酬・市区町村長給与倍率 (前年度)	-0.050	0.017**	-0.052	0.018**	
議員報酬·類似団体倍率 (前年度)	-0.144	0.040***			
議員報酬・県内・類似団体倍率 (前年度)			-0.068	0.019***	
人口総数 (自然対数化)	1.341	3.427	0.339	3.438	
人口密度	-0.049	0.105	-0.047	0.107	
65 歳以上人口比率	0.074	0.108	0.044	0.105	
第1次産業就業者比率	-0.027	0.070	-0.023	0.070	
第3次産業就業者比率	-0.030	0.049	-0.027	0.049	
一人当たり課税対象所得	0.001	0.001*	0.001	0.000^{+}	
経常収支比率	0.016	0.021	0.016	0.021	
実質公債費比率	-0.044	0.040	-0.042	0.040	
2013 年度	-0.044	0.140	-0.037	0.137	
2014 年度	-0.032	0.216	-0.012	0.211	
2015 年度	0.189	0.338	0.242	0.327	
2016 年度	0.451	0.441	0.546	0.426	
固定効果	YES		YES		
調整済み決定係数	0.	0.246		0.240	
N	8700		8700		

***: p<0.001 **: p<0.01 *: p<0.05 †: p<0.1

Std. Err. は、市区町村でクラスター化したロバスト標準誤差

報酬 首長給与や 員報 に比 また、 村長給与や類似団体平均に比して議 計的に有意である。 対する倍率や、 を投入している。 ものと考えて、 年度の議員報酬 平均に対する倍率を投入している。 る倍率を、 団 議員報酬につい げる方向に報酬改定が 一平均に対する倍率の係数は負 体 まず、モデル1を見ると、 区分別 して議 酬が引き上 が高い議会では、 議員報酬の改定のなされ方は、 市区町村長給与や 類似 員報酬 議員 モデル2では、 類似 報 団体の水準と連動して げ の水準によって異なる が低い 員報 Ś 酬の全国平均に対 ħ すなわち、 団 市区町村長給与に 議 体 齭 やすい。 議会では、 行わ 員報 -議員: |月額 類 似 都道府県 各 団 n 酬 報 0 これ 体平 やす を引 市 議会 ラグ項 酬 X 0) 統 全 前 ま 均 町 す

本稿では、

日

本の

市

区

町

村

議会の議員報酬

デー

タから、

地方議会の議員報酬

の規定要因を明らかにすることを

純な二変数間

の関連では、

市区議会では市区長給与の五〇%、

える。 議員報 議員報酬も増加しやすく、これも、 その他 酬 モデル2では、 が調整されるという、 の統制変数では、 都道府県内の類似団体平均に対する倍率を用いたが、 仮説3・4を支持する結果である。 地域内の一人当たり課税対象所得が増加すると、 首長給与と連動して議員報酬が改定されるという仮説3と整合的な結果と言 加えて、 市 調整済み決定係数が微減したも 区町村長給与が増加 議会の議員報酬も引き上げら した年 -度には、

分析結果は

モデル1とほぼ同様

であった。

況との関連も検討される必要がありそうである。 必ずしも高くない。 が、 によって短期 きる部分が大きい しかなく稀少だった。 調整済み決定係数は、それぞれ○・二四六、○・二四○と、 区町村長給与に対する倍率の影響について、 的に変動しやすいことも関係しているだろう。 が、 分析 議員報 議員報酬の長期的水準は、 期間中に、 酬 0 短期的 議員報酬の引き上げは四九五例 変化は容易に起こるものではないこともあり、 相対的に不確実性が高 首長給与連動や類似団体方式などの行政的要因によって説明 モデル1・2で、 議員報酬月額のラグ項を投入したにもかかわらず、 (五:七%)、 13 のは、 概ね、 引き下げは二九七例 市区町村長給与が選挙公約など 仮説通りの結 行政的要因以外の他の状 果が得られ

五 結論

現在でも地方議会の議員報 試みてきた。 分析結果からは、 酬の水準を、 高度経済成長期に形成された「公的調整メカニズム」(堀内二○一六、七一頁)が、 かなりの程度、 機械的に規定していることが示唆された。 具体的には

町村議会では町村長給与の三〇%といった議員

能性があ

報酬 酬 0) 水準の調整方法 水準差が依然として温存されており、 (類似団体方式)を通じて、 特に、 このような歴史的な制度枠組みが経路依存性を強めてきた可 同一 類似団体区分に属する自治体の状況を相互参照するとい

村議会議長会二○一九、築山二○一九)。その際には、 議員のなり手不足とも強く関連しており、そのあり方を問い直すべき時期に差し掛かっていると言える 議 員 「報酬の水準については絶対的な基準というものはないだろうが、とりわけ町村議会の議員報 議員報酬の適正な水準を議論するだけでなく、 酬 議員報酬 0) (全国

改定をいかに進めることが可能かという調整メカニズムに関する理解が求められるところである。

等審議会などでも資料として参照されはじめており、現に議員報酬の大幅な増額が実現した事例も見られる。 改革の論理による「削減ありき」を前提とした議論に押される傾向」もあって、「議会議論においては、 八町村共通の指標として十勝標準を作成する試みを行っている。実際、この指標は、 情を意識して「管内で突出しないように」「管内の平均で」などに代表される意見で最終決着が図られるケース」 響を受けやすいという点が重要である。たとえば、この点、十勝町村議会議長会の調査研究報告 (十勝町村議会議長会二〇一八) があるという。そのような問題意識から、 このような観点から、本稿の分析結果の含意を考えてみると、 「十勝標準」の試算について」は示唆的である。この報告によると、 議員報酬の改定は、 議員報酬の改定は 住民が議論しやすいよう、 現実には類似団 管区内の町村 一はじめから行財 の特別職 議員報酬 十勝管区 存 方式 住民感 0 月 酬

政治的背景を踏まえると、 判を避けがたい。 ものと思わ 議員報酬については、 そこで、 加えて、 議員報酬の全体的な見直しには、 類似団体との比較による議員報酬の設定に落ち着きやすいのだろうから、 議会が、 住民の厳しい視線から、 自らの議員報酬額を独自に引き上げようとすると、「お手盛り」という批 これを引き上げることには多大な政治的労力を要する 個別の議会の自助努力に任せるだけでは不十分であ このような

ŋ 各地域の議長会をはじめとした議会の連合組織が議員報酬の水準を示すなど、 報酬改定に向けて、 議会間 0)

協力が必要であると考えられる。

問題は、 **挙結果や議会活動に与える影響を推定することが困難になる(築山二〇一九、二一頁)。本稿の分析結果に基づけ** 選挙の状況や議会の状況に応じて議員報酬の水準が操作されるという逆の因果関係が問題となり、 決定されていることの研究上の含意を考えたい。 最後に、日本の地方議会の議員報酬の水準が、 議員報酬の水準については、行政的要因によって大部分の変動が説明できるのであり、このような内生性 相対的に緩やかであることが期待される。今後は、議員報酬の水準に対する政治的要因の影響について 議員報酬の効果について更なる検討を行っていきたい。 通常、 首長給与連動や類似団体方式の影響から、 議員報酬が議会自身によって自律的に決定される場合、 相当程度、 議員報酬が選 横並びで

- 1 るなど(Carnes and Hansen 2016)、政治家の多様性という観点では論争的である。 もちろん一方で、そのような能力のある候補者の参入を促すことは、 労働者階級の代表性を阻害する可能性があ
- 2 構成比効果と後述する誘因効果の用語法・分類は、Gagliarducci and Nannicini(2013) に従っている。
- (φ) Gagliarducci and Nannicini (2013)°
- $\widehat{4}$ (Suzuki and Ha 2018, Table 5) ただし、政策的な議員提案条例の提出数や、 首長提出議案に対する修正案の提出・成立数とは関連していない
- (5) 堀内(二○一六)、七二頁。
- (6) 堀内 (二〇一六)、七三頁。
- (7) 堀内 (二○一六)、七五頁。
- (8) 堀内 (二〇一六)、七六頁

9 岩手・宮城・福島県の一三市町村の類似団体区分情報が欠落している。前者については、 編入合併であり(二〇一一年五件、二〇一四年一件)、合併前のデータについては、編入された自治体のデータを含 度のデータで、後者については二〇一二年度のデータで補完した。また、分析期間中に行われた市町村合併はすべて なお、二〇一一年度の『地方公務員給与実態調査』 では、岩手・福島・長野県の一一市町 次善の策として二〇一〇年 対の記載がない ほ

めて合算・平均するなどの操作は行わず、編入した自治体のデータで全期間を揃えている。

- $\widehat{11}$ 10 退職金算定基準となる四月分の市長給与を一円とする条例改正が行われていたが(『朝日新聞』、二〇一一年一二月一 づきデータを入力した。 一六年の栃木県塩谷町の市区町村長の平均給与月額については、 (当年度の議員報酬月額 − 前年度の議員報酬月額) · 前年度の議員報酬月額×一○○。 "地方公務員給与実態調査』に記載のない、二○一一年から二○一四年の栃木県大田原市、二○一三年から二○ なお、 当該期間、 栃木県大田原市では、 両市町の「給与・定員管理等について」の資料に基 退職金をゼロとする市長の選挙公約を実現するため、
- 12 国平均値で中心化した。 なお、この変数は二○一六年のデータを用いた分析にのみ投入するため、各年度のデータについてその年度の全

栃木全県・1地方、二九頁)、平均給与月額には他の月に適用されていた給与月額を用いることとした。

É

朝刊、

- $\widehat{13}$ 都道府県内の類似団体の平均値の資料を基に、答申が作成されているという事例も多い。 実際、 特別職報酬等審議会の答申を見ると、 都道府県内に類似団体が存在する場合には、 全国平均値ではなく、
- 14 0 念のため言及しておくと、 値が平均 。値として用いられることになる。 都道府県内に同一の類似団体が他に一つしかない場合には、 その自治体の議員報酬
- 前年度の議員報酬月額:前年度の市区町村長の平均給料月額×一〇〇。すなわち、 市区町村長の平均給料月額を

○○としたときの議員報酬月額の比率である。

16 類似団体区分別の議員報酬月額の全国及び都道府県内平均値を一〇〇としたときの議員報酬月額の比率である。 前年度の議 員報酬 月 額 : 前年度の類似団体区分別の 議員報酬月 額の全国及び都道府県内平均 値 000

- 18 $\widehat{17}$ 二〇一五年時点の就業者については、避難指示区域に指定されていた、福島県富岡町、 (当年度の市区町村長給与月額−前年度の市区町村長給与月額)÷前年度の市区町村長給与月額×一○○。 大熊町、 双葉町、 浪江
- 19 は各年度の値を用いている。 に依拠した。なお、第一次・第三次産業就業者比率は、二〇一〇年、二〇一五年のうち直近の値を、 人口総数、人口密度、六五歳以上人口比率で用いる人口データは、 年単位の変化を反映するために住民基本台帳 それ以外の変数

ら除外しないために、すべて○%として入力した。

飯舘村はゼロ人、葛尾村は一〇人となっている。このうち、

前者の五町村の各就業者比率については、これを分析か

- (20) 図の作成、モデルの推定ともに、R version 3.5.3 を用いた。
- $\widehat{21}$ 指定都市、 中核市、 特例市、 特別区、 一般市一二区分、 町村一五区分の三一区分。
- 22 る モデル2において、 モデル4において、 類似団体区分別・議員報酬平均と人口総数のVIFは、 県内・類似団体区分別・議員報酬平均と人口総数のVIFは、それぞれ八・六、八・四であ それぞれ一二・五、 一〇・七である。
- 23 う上昇率が低いという関係が見出せる。 無論、 モデル2では、 町村ダミーとの交互作用項は統計的に有意に負であり、 町村議会では首長給与の上昇に伴
- 24 答申を経て、二〇一八年一二月の定例会では、議員報酬を四万六千円増額する条例改正が行われた。なお、 一・三%) 増額する案への諮問が行われた 対長給与の三○%以上への増額を図る場合に、 たとえば、 村議会は、 十勝管区の音更町の特別職報酬等審議会では、 一○一八年時点では、すべての議会の議員報酬が町村長給与の三○%を下回っていた。そのため (平成三○年一一月一二日「音更町特別職報酬等審議会議案」)。 本事例を一般化できるのかは未知数である。 十勝標準を参照しつつ、 議員報酬を五万円 (改定率二 十勝管区 その後

参考文献

伊藤哲也(二〇一九)「都道府県における議員報酬等の決定要因と影響」『公共政策志林』七:二七―四〇。

木下健・加藤洋平(二〇一七)「議会改革の検証―議会改革は定数及び報酬を引き下げる効果を持つか」『自治体学』三 伊藤敏安(二〇一六)「市町村合併の前後における議員定数と議員報酬の変化」『地域経済研究』二七:三―二六。

一(一):七五—七九。

築山宏樹(二○一九)「地方議会選挙の無投票当選の要因 題 一一〇:一五—二二。 市町村議会議員選挙データに基づく実証的検討」『都市

十勝町村議会議長会(二〇一七)「議員報酬(月額)「十勝標準」の試算について」。

長野基(二〇一九)「議員報酬・定数等に関する調査結果の分析」全国町村議会議長会『町村議会議員の議員報酬等の あり方 最終報告』一一一三七。

堀内匠(二〇一六)「自治体議員報酬の史的展開」『自治総研』四二(一〇):六八―九一。

全国町村議会議長会(二〇一九)『町村議会議員の議員報酬等のあり方 最終報告』。

Atkinson, Michael M., Dustin Rogers, and Sara Olfert. 2016. "Better Politicians: If We Pay, Will They Come?" Legislative Studies Quarterly 41 (2): 361-391.

Carnes, Nicholas and Eric R. Hansen. 2016. "Does Paying Politicians More Promote Economic Diversity in Legislatures?" American Political Science Review 110 (4): 699–716.

Gagliarducci, Stefano and Tommaso Nannicini. 2013. "Do Better Paid Politicians Perform Better? Disentangling Incentives from Selection." Journal of the European Economic Association 11 (2): 369–398

Mause, Karsten. 2014. "Self-Serving Legislators? An Analysis of the Salary-Setting Institutions of 27 EU Parliaments." Constitutional Political Economy 25 (2): 154-176.

Osborne, Martin J. and Al Slivinski. 1996. "A Model of Political Competition with Citizen-Candidates." The Quarterly

Journal of Economics 111 (1): 65-96.

- Squire, Peverill. 1992. "Legislative Professionalization and Membership Diversity in State Legislatures." Legislative Studies Quarterly 17 (1): 69-79.
- Squire, Peverill. 2008. "The State Wealth-Legislative Compensation Effect." Canadian Journal of Political Science 41 (1): 1–18.
- Suzuki, Kohei and Hyesong Ha. 2018. "Municipal Merger and Local Democracy: An Assessment of the Merger of Japanese Municipalities." Journal of Local Self-Government 16 (4): 759-784.